

岩手県身体障がい者補助犬育成事業実施要綱

1 目 的

この事業は、重度の視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者に対して、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号、以下「法」という。）第2条に定める身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を給付し、もって身体障がい者の自立と社会参加を促進し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施方法

(1) 育成等

県は、補助犬の育成及び訓練等を身体障害者補助犬法第3条に定める訓練事業者に委託する。

(2) 給付対象者

給付対象者は、県内に居住し、かつ原則として満18歳以上の在宅の視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者であって次の各号のすべてに該当する者とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15）別表第5号に定める次の程度に該当すること。

- ① 盲導犬の給付にあたっては、視覚障害1級に該当する者
- ② 介助犬の給付にあたっては、肢体不自由1級に該当する者
- ③ 聴導犬の給付にあたっては、聴覚障害2級に該当する者

イ 就労等の自立と社会参加促進のために、補助犬を給付することが適当であると広域振興局保健福祉環境部長、保健福祉環境センター所長（以下「広域振興局保健福祉環境部長等」という。）又は福祉事務所長が認める者であること。

ウ 所定の共同訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理し、飼育できると認められること。

エ 民間が管理する住宅に居住する者にあつては、その住宅の所有者又は管理者の承認を得られること。

(3) 給付条件

ア 遵守事項

補助犬の給付を受けた者は、法の趣旨を尊重し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (ア) 補助犬に愛情を持って接し、虐待あるいは放置してはならないこと。
- (イ) 補助犬に必要な給食は、これを欠かしてはならないこと。
- (ウ) 補助犬を売却し、若しくは担保に供してはならないこと。
- (エ) 補助犬を第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならないこと。
- (オ) 補助犬を利用し、故意に他人の行動を妨害し、若しくは脅迫・殺傷等に及んではならないこと。
- (カ) 補助犬の排便を、適切な方法で処理すること。
- (キ) 補助犬の健康及び衛生管理について、定期的に獣医師の指導を受けること。
- (ク) その他、県の指示に従うとともに訓練事業者からの連絡事項を遵守し、法令等に違反

してはならないこと。

イ 負担費用

(ア) 補助犬の給付は、無償とする。

(イ) 共同訓練における被給付者に係る費用及び給付後の諸経費等については、被給付者においてその責を負うものとする。

(ウ) 補助犬が第三者に危害を加え、又は損害を与えた場合は、被給付者においてその責を負うものとする。

ただし、訓練事業者の責に帰する場合はこの限りではない。

ウ 管理

被給付者は、善良なる管理者の注意をもって、補助犬の健康等の管理を行わなければならない。

(4) 給付手続

ア 申請

補助犬の給付を希望する者は、住所地が市の場合は所管の福祉事務所に、町村の場合は所管の広域振興局保健福祉環境部長等に提出するものとする。

(ア) 岩手県身体障がい者補助犬給付申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 身体障がい者補助犬飼育承諾書（様式第3号）

イ 調査等

アの規定により申請を受理した福祉事務所長又は広域振興局保健福祉環境部長等は、必要な調査を行い、意見を付して知事に提出するものとする。

ウ 給付候補者の決定

知事は、イの規定により提出された書類の内容を審査の上、給付候補者を決定し、岩手県身体障がい者補助犬給付候補者決定通知書（様式第4号）により本人あて通知する。

エ 共同訓練

ウの決定を受けた者は、訓練事業者で行う共同訓練を受け、補助犬使用の所定の訓練過程を修めなければならない。

オ 給付

知事は、訓練事業者で行った共同訓練の結果、給付が適当と認められた者については、岩手県身体障がい者補助犬給付決定通知書（様式第5号）を交付し、岩手県身体障がい者補助犬受領書（様式第6号）と引き換えに補助犬を給付するものとする。

(5) 現況届の提出

被給付者は、補助犬の現況等について、岩手県身体障がい者補助犬現況届（様式第7号）により、毎年4月末日までに、知事に届け出なければならない。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに現況を届け出なければならない。

ア 居住地及び氏名を変更したとき。

イ 補助犬が死亡し、又は老衰あるいは不測の事故等によりその機能を果たさなくなったとき。

ウ 補助犬を必要としなくなったとき。

(6) 給付の取消

知事は、被給付者が次の各号のいずれかに該当するときは補助犬の給付を取消すものとし、被給付者に対し岩手県身体障がい者補助犬給付取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。

ア 自立のための努力がなされていないとき。

イ 2-(3)の条件に違反し、これを改める見込みのないとき。

(7) 帳簿の整備

知事は、岩手県身体障がい者補助犬給付台帳（様式第9号）を備えて補助犬の給付状況を整理しておくものとする。

3 その他

旧岩手県盲導犬給付事業実施要綱により給付が行われた盲導犬についても、本実施要綱により取扱うものとする。

附則

この要綱は、平成15年8月20日より施行する。

この要綱は、平成20年2月28日より施行する。

この要綱は、平成22年5月31日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。